

各 位

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

令和 6 年度外国人雇用啓発月間の実施について

深緑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として入国、在留する外国人は増加していますが、その就労状況を見ますと、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと等の問題があるほか、不法就労も依然として多い状況にあります。

こうした中、平成 5 年度から政府全体として例年 6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、当局におきましても「外国人雇用啓発月間」として外国人の雇用管理改善等に係る周知、啓発のための各種事業を積極的に実施しています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、本月間の実施に当たり、ポスターを送付いたしますので、周知・啓発等について特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施期間

6 月 1 日から 6 月 30 日までの 1 か月間

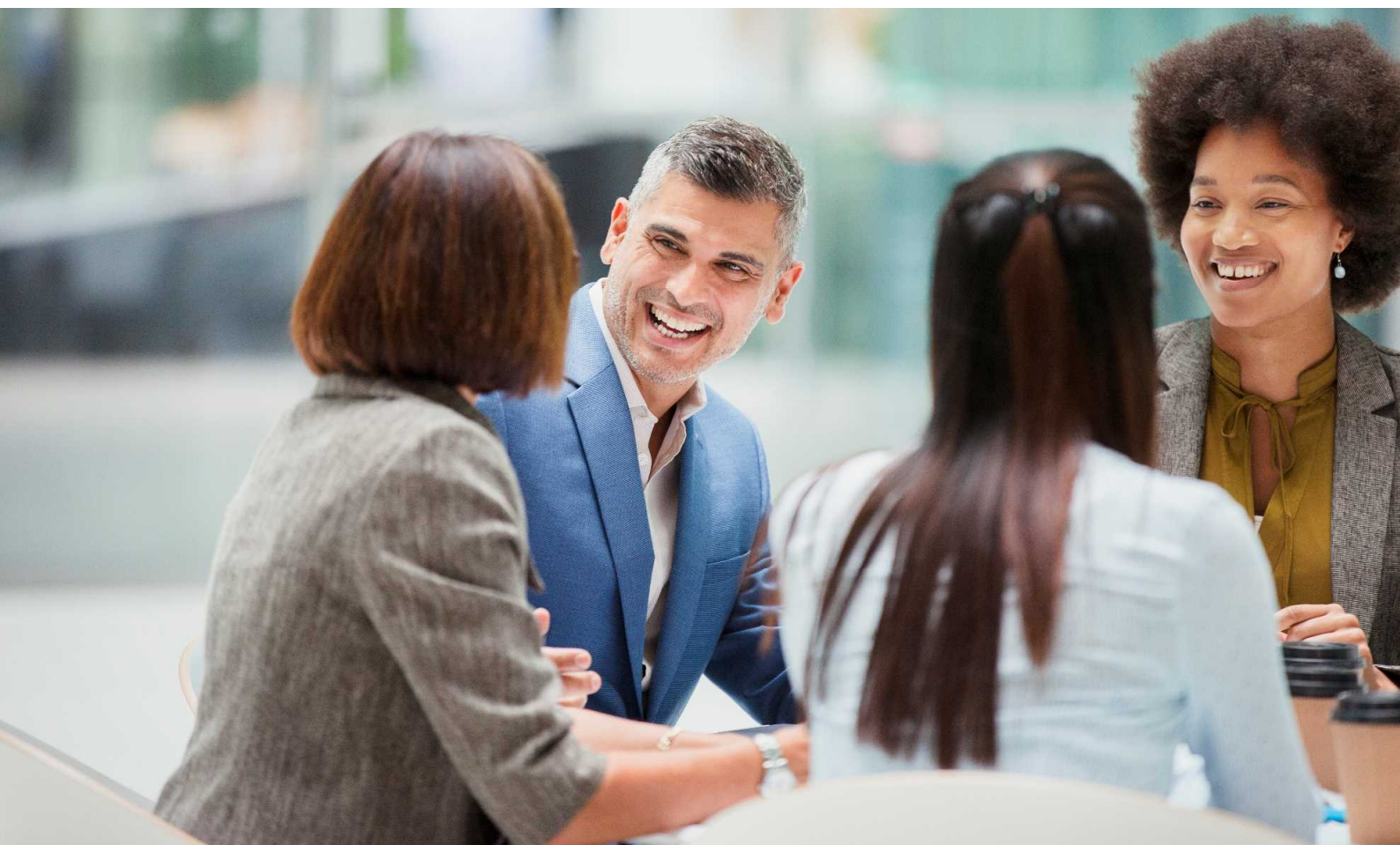
2 主唱

厚生労働省、北海道労働局、労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）

担当：職業安定部 職業対策課 TEL011-738-1045
労働基準部 監督課 TEL011-709-2311(内線 3545)

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- ✓ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ✓ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ✓ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ✓ 安易な解雇はしていませんか？
- ✓ 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。